

## 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

### ＜一般事業主行動計画の公表について＞

男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を実現するため、次のように「一般事業主行動計画」を公表します。

#### 1.計画期間

令和7年5月1日～令和12年4月30日

#### 2.計画内容

##### ■目標

計画期間内に、男性労働者の育児休業の取得者を1名以上とする。

##### ■対策

令和7年9月～

- ・出産予定の配偶者をもつ男性社員に対して育児休業制度の情報提供
- ・男性育児休業制度のパンフレットを作成し、従業員に対して社内に提示する
- ・連続5日以上取得
- ・出生後8週間以内に開始する

#### 3.取り組みの実施時期

令和7年5月1日から実施

以上